
入 札 公 告

手術支援ロボット一式の購入を次のとおり一般競争入札に付する。

令和 4 年 5 月 13 日
高知県・高知市病院企業団
企業長 山本 治

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

手術支援ロボット一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器構成一覧による。

(3) 納入期限

令和 4 年 6 月 30 日 (木)

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後、企業長が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開

始の申立てを行った者

- (3) 高知県における「令和3年度～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 781-8555

住 所 高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
事務局 業務課

電話番号 088-837-6735

- (2) 入札説明書及び機器構成一覧の交付方法

公告の日から令和4年5月24日（火）午後5時までの間に高知医療センターホームページ入札情報（<http://www.khsc.or.jp/>）でダウンロードにより交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月26日（木）午前10時

イ 場所

高知県高知市池2125番地1 高知医療センター
2階会議室「やいろちょう」

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年高知県・高知市病院企業団管理規程第3号）第2条において準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年5月24日(火)午後3時まで3の(1)の場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、企業長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 最低制限価格の設定

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。